

## (仮称) 道路管理手法調査検討業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 件名

(仮称) 道路管理手法調査検討業務委託

#### (2) 業務目的

調布市では、市が管理する道路施設等について、計画的・効率的観点から業務の見直しや最適化を図り、質の高い市民サービスを将来にわたり提供していくための方向性や取組など、道路施設等の総合的な管理の在り方を検討することとしている。

本業務は、現在行っている市道管理の業務手法を整理し、料金収入を伴わない一般市道におけるアベイラビリティ・ペイメント方式を用いた包括的民間委託による管理について、導入の可能性を検討し、あわせて、モニタリング手法や評価基準の検討を行うものである。

#### (3) 対象業務分掌

本委託の対象業務は下記の業務区分を見込んでいるが、本業務委託の契約後に精査するものとする。

道路管理課	担当業務	
	業務効率化検討	包括的民間委託導入検討
維持管理係	占用許可申請, 私道整備, 開発協議, 特車通行許可, 補助金業務, 道路施設等の計画・設計・施工監理	要望等対応, 道路等の清掃, 道路等施設の維持・補修, 安全施設の管理, 道路施設等の設計・施工監理
財産管理係	道路の認定・廃止・変更, 道路と水路等の境界の調査・査定, 道路敷地の寄附, 用途廃止・売払, 開発協議, 地籍調査事業	窓口対応(境界図発行), 道路に関する諸証明の発行, 道路と水路等の境界の調査・査定, 道路敷地の寄附, 用途廃止・売払, 地籍調査事業

※対象業務分掌については、市が想定しているものであり、実際と異なる場合がある。

#### (4) 業務体系

本業務で検討する「(仮称) 道路管理手法調査検討業務委託」は、他に発注を予定している「(仮称) 調布市道路総合管理計画策定業務委託」で整理する課題を解決するための手法をまとめ、確実に実行できる道路管理体制を確立するものとする。

本業務の検討に当たっては、学識経験者等から組織する検討会または庁内会議を活用し、幅広く意見聴取をしながら進めるものとする。なお、本業務は、国土交通省の先導的官民連携支援事業に応募している事業である。

#### (5) 令和元年度業務内容

##### ア 計画準備

本業務の目的、主旨、本実施要領に示す業務内容を理解したうえで、業務実施のための基本方針、工程計画及び組織体制等を明記した業務計画書を作成し、監督員に提出す

る。

#### イ 関連法令等の整理

道路施設等を管理するための事務項目や内容に対して、道路法、道路構造令、道路橋示方書、地方自治法、PFI法、地方財政法、国土調査法及び各種ガイドライン等の現行法制化において、民間活力を導入する場合の道路施設等の継続的な管理の可能性や実現に向けた課題を整理するものとする。

#### ウ 財務分析・業務分析

##### (ア) 管理業務の現状把握

管理業務の経費を対象に、道路管理課が所管するすべての業務の項目や内容を整理・分析し、職員業務や委託等の業務項目や内容を把握する。また、道路管理課が日常的に行っている道路パトロール、道路施設等の補修・施工監理等の業務のほか、要望等処理や受付業務、管理台帳整備等の業務、災害や事故発生時など非常時対応など、対象業務分掌のすべての管理業務における職員作業の経費と作業時間を調査する。

##### (イ) 管理業務の分類

整理・分析した管理業務を対象に、民間委託が可能な管理業務と道路管理課職員が継続して担う職員管理業務に分類する。

##### (ロ) リスク分担の検討

民間委託可能な管理業務について、項目ごとに発生が予想される契約上のリスク(通行規制、大規模修繕、関係法規の改変、物価・金利変動等)の特定と官民分担方法、乖離が発生した場合の責任分担等を検討する。

#### エ 民間委託可能な管理業務

料金収入を伴わない一般市道におけるアベイラビリティ・ペイメント方式を用いた包括的民間委託の導入において、市道管理業務の品質を確保するためのモニタリング手法や民間事業者へのインセンティブの付与について検討する。

##### (ア) モニタリング手法の検討

品質確保に重点をおき、モニタリングすべき項目の選定や指標の設定及び指標未達成の場合のディスインセンティブなどについて、その課題、利点、課題への対応等を他自治体に横展開可能な形まで整理し、一般市道の道路管理の実情にあわせた導入の可能性を明らかにする。また、アベイラビリティ・ペイメント方式を用いた包括的民間委託のほかに指定管理者制度、PFI等の複数の手法を比較検討する。

##### (イ) VFMの試算

アベイラビリティ・ペイメント方式を用いた包括的民間委託等を実施する場合の社会的、経済的効果について分析し、VFMを算出する。

#### オ 継続して職員が担う管理業務

職員業務の生産性を向上させることを目的に、管理業務を効率化させるための手法を項目ごとに検討し、項目の適正な組合せ等による経費削減効果と導入課題を分析する。

(ア) 発注方式の検討

業務の開始から終了までに行われる調査・設計や工事の調達に関する発注方式の選択に関して、工事に関する事項を中心にDB方式（設計・施工一括方式）、複数案件工事方式、詳細設計付工事方式、ECI方式（設計段階から施工者が関与する方式）、維持管理付工事方式等の新たな発注方式を導入するための課題や想定できる効果及び導入に向けた仕組みづくりを検討する。

(イ) ICT導入可能性の検討

管理業務の生産性向上を目的にICTを活用していくため、工事に関する事項を中心に3次元起工測量、3次元測量設計データ作成、ICT建機による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品等の各段階でICT施工技術等を導入するための課題や想定できる効果及び導入に向けた仕組みづくりを検討する。

カ 市内事業者の連携方策等の検討

市内事業者の技術力と事業持続性を確認し、市外事業者との連携方策等を検討することで、道路管理分野の市内外事業者の技術力向上や官民連携による維持管理手法のオープンイノベーションを図る。

(ア) 市内・都内事業者への意見聴取

意見聴取は、2回程度を想定している。なお、意見聴取に当たり、説明資料、議事録作成及び結果の取りまとめ等を行う。

キ 今後の道路管理業務の方向性検討

市内事業者の技術者の不足や高齢化が顕著となっており、持続可能な建設産業を構築していくための担い手確保や育成が喫緊の課題である。後継者の有無や事業継続体制を把握するとともに、道路管理者としての市の課題と市内事業者の事業環境の双方の解決に資する、アベイラビリティ・ペイメント方式を用いた包括的民間委託の導入及び、道路施設等の管理業務を効率化させる手法の方向性を検討する。

(6) 令和2年度業務内容

道路管理手法調査検討結果をもとに、具体的な導入に向けた方針を検討し、関係機関等との協議・調整のうえ、実施方針として取りまとめる

(7) 令和3年度業務内容

道路管理手法実施方針に基づき、試行的に実施するための事業者選定及び事業支援

(8) 令和4年度業務内容

ア 試行的実施結果の分析・評価

イ 本格的な実施に向けた実施方針の見直し・修正

ウ 本格的に実施するための事業者選定及び事業支援

2 期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※本件は、複数年度の継続業務であるが、契約は単年度ごとに締結する予定である。ただし、契約後の業務履行状況に応じたものであり、本プロポーザルはそれを約するものではない。

### 3 予算

道路管理手法調査検討業務委託（令和元年度）

16,000千円（税込）（見積限度額）

【款】40 土木費 【項】10 道路橋りょう費 【目】10 道路維持費

【大】05 道路維持管理費【中】65 道路総合管理費

【小】05 総合管理計画等検討委託料 【節】13 委託料

※令和2年度から令和4年度についても、継続事業として予算化予定

### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格

申込時において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

申込において、提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失う。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有しており、格付等級がAかつ順位が100位以内であること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）による措置を現に受けていないこと。
- (4) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定

イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定

ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て

(8) 国土交通省の所管する事業において、各自治体における先導的な事業例として位置付けられる官民連携事業の導入に係る検討業務の実績が1件以上有すること。

(9) 現場代理人及び主任技術者、照査技術者の要件

現場代理人及び主任技術者、照査技術者が技術士（総合技術監理部門または建設部門、選択科目：道路）の資格を有するものであること。

なお、調布市道路管理課で他に発注を予定している「(仮称)道路総合管理計画策定業務委託」「(仮称)適切な財産管理検討業務委託」に係る業務委託のいずれかと兼任する場合、本業務と兼任する業務それぞれの業務遂行に支障がないように留意すること。

## 6 募集方法

(1) 募集案内

令和元年5月20日（月）から、市ホームページに掲載

(2) 申込方法

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下、「事業者」という。）は、令和元年5月29日（水）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、都市整備部道路管理課（市役所7階）へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

なお、実施要領及び様式1～5については、令和元年5月20日（月）から5月28日（火）午後5時まで市ホームページに掲載する。

(市トップページ→産業・しごと→入札・契約→プロポーザル情報→実施中の案件)

書類	部数	備考
ア 申込書（様式1）	正本1部	
イ 業務実績調書（様式2） 「5 参加資格（8）」における受託実績を記載	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 実施体制調書（様式3）	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること。 (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部	

(3) 参加資格の審査及び審査結果の通知

応募事業者の参加資格を審査し、令和元年5月31日（金）に審査結果を通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和元年6月5日（水）正午までに、書面にて説明を求めることができる。

(4) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者は、令和元年6月12日（水）正午までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部道路管理課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書概要 (様式自由・A4縦2ページ左綴じ)	正本1部 副本8部	(5) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ、作成すること。
イ 企画提案書 (提案書表紙：様式4，企画書：様式自由・A4縦10ページ左綴じ)	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 業務スケジュール（様式自由）	正本1部 副本8部	具体的な業務スケジュールを4か年分記載すること。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 経費見積書（様式自由）	正本1部 副本8部	見積書は令和元年度分と全体額を記載し、内訳書も添付すること。また、令和元年度の金額は見積限度額を超えないこと。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。

(5) 企画提案書作成上の留意点

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

イ 様式自由とするが、基本方針の「1 業務概要 (4)～(8) 業務内容」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

ウ 令和元年度から令和4年度における4か年業務について記載すること。

(6) 一次審査及び審査結果の通知

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合は、企画提案書等による一次審査を行う。当該審査を行った全事業者に対し、令和元年6月20日（木）に書面にて結果を通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、令和元年6月25日（火）正午までに書面にて説明を求めることができるものとする。

## (7) プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位3事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が4者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の担当技術者が行うこととする。

## (8) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを正本1部、副本8部用意し、令和元年6月27日（木）正午までに都市整備部道路管理課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

また、審査当日にパワーポイントを使用する場合は、令和元年6月28日（金）までに資料のデータを都市整備部道路管理課に提出すること。

## (9) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、令和元年7月3日（水）に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について令和元年7月10日（水）正午までに書面にて説明を求めることができる。

## (10) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書（様式5）にて、下記期限までに都市整備部道路管理課（[douro@w2.city.chofu.tokyo.jp](mailto:douro@w2.city.chofu.tokyo.jp)）へ電子メールで提出することとする。

### ア 第1回締切

参加資格に関する質疑については、令和元年5月24日（金）正午を期限として受け付ける。回答は、令和元年5月27日（月）までに、随時、市のホームページに掲載する。

### イ 第2回締切

参加資格審査結果及び企画提案に関する質疑については、令和元年6月5日（水）正午まで受け付ける。企画提案に関する回答は、随時、市のホームページに掲載し、参加資格審査結果に関する回答は、質問のあった事業者宛てにメール等にて回答する。どちらの回答についても、令和元年6月7日（金）までに回答することとする。

## 7 審査概要

### (1) 審査委員会の設置

「道路管理手法検討調査業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

### (2) 審査方法

委員会は、事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(3) 一次審査及びプレゼンテーション審査

ア 一次審査

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行う。得点の高い順に、上位3事業者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位3事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が4者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の担当技術者が行うこととする。

ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- a 事業者及び担当技術者の同種業務の実績
- b 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- c 業務遂行能力（実現性及び的確性）
- d 専門知識を生かした応用力
- e 業務配分、実施工程及び経費の適切性
- f プレゼンテーション能力

(4) 選定

ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

イ アにより、複数の事業者において評価得点が高点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

ウ ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下、「候補者」とする。）として選定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

オ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として選定しない。

カ 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

キ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。



## ク 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

## ケ 選定結果の通知

### (ア) 結果通知

令和元年7月3日(水)にプレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

### (イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった業者は、審査結果について、令和元年7月10日(水)正午までに書面にて説明を求めることができる。

## 8 日程

令和元年5月15日(水) 第1回審査委員会

5月20日(月) 公示、ホームページへの掲載

5月24日(金) 参加資格に関する質問受付締切日(正午)

5月27日(月) 参加資格に関する質問回答日

5月29日(水) 参加申し込み締切日(正午)

5月31日(金) 参加資格審査結果通知

6月5日(水) 参加資格審査結果、企画提案に対する質問受付締切日(正午)

6月7日(金) 参加資格審査結果、企画提案に対する質問回答日

6月12日(水) 企画提案書締切日(必要書類提出期限)(正午)

6月20日(木) 一次審査結果通知(4事業者以上の応募の場合の書類審査)及びプレゼンテーション審査開催通知

6月25日(火) 一次審査結果に対する質問締切日(正午)

6月26日(水) 一次審査結果に対する質問回答日

6月27日(木) プレゼンテーション審査資料提出日(正午)

7月1日(月) 第2回審査委員会開催(プレゼンテーション審査)

7月3日(水) 選定結果の通知

選定事業者と具体的な委託仕様書の内容協議

7月10日(水) 審査結果に対する質問締切日(正午)

7月17日(水) 審査結果に対する質問回答日

※ただし、各実施日については事務局の都合等により変更の可能性あり。

## 9 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名(社印の押印)、代表者名(代表印の押印)、担当者名を明記した参加辞退届を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

## 10 情報公開及び提供

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

### (2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容、選定結果について、ホームページで公表する。ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

## 11 その他の留意事項

### (1) 事業者から提出された書類等（以下、「提出書類等」という。）の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

ウ 参加申込書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

エ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

オ 提出書類等は、選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

### (2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

### (3) 失格要件

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。

なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類等に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場

合

オ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

カ 令和元年度の見積書が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 本事業は、単年度契約を3回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

1 2 問い合わせ先

調布市 都市整備部 道路管理課維持管理係 担当：大谷・石川

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7013 FAX：042-481-6800（道路管理課維持管理係）

Email：[douro@w2.city.chofu.tokyo.jp](mailto:douro@w2.city.chofu.tokyo.jp)